



Sewerage System Of Ayagawa

きれいな水、いつまでも。

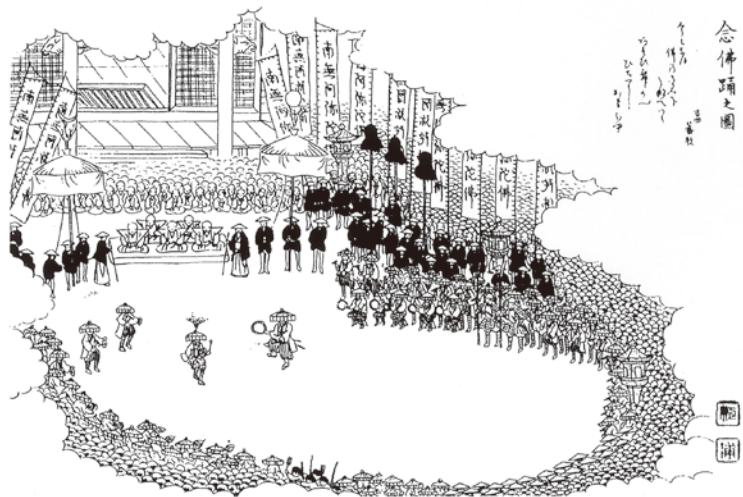


綾川町の下水道



滝宮念仏踊は、仁和4年（888）の大かんばんつとき、讃岐守菅原道真公の降雨の祈願に由来し、以来雨乞いの神事として、踊り継がれています。

念佛踊之図（「讃岐国名称図絵」国立国会図書館内閣文庫所蔵）▶



はじめに

豊かな自然を次の世代へ

きれいな川や海、緑豊かな自然というものは、子や孫の代まで守っていかなければならない、かけがえのない財産です。

そして、わたしたちは、生活をするために必要な水をその財産から使っています。しかし、台所、お風呂や洗濯などの排水のほとんどは、水路を通過してそのまま川や海に流れています。そのため、水路にはヘドロや悪臭が発生し、川や海の汚れはひどくなっています。わたしたちは、使った水をもとのようにきれいな水にして、自然にかえすということを忘れていたのです。

わたしたちの町は古来より雨が少なく、人々は、水を大切に使ってきました。そして今、わたしたちは、次の世代の人たちもきれいな水が使えるように考え、行動する時代に生きています。

そこで、綾川町の下水道についてのあらましをご覧いただき、下水道の整備・普及促進へのご理解とご協力をお願いします。

C/O/N/T/E/N/T/S

- はじめに 1
- 川を汚しているものは 2
- 下水道の役割 3
- 下水道のしくみ 4
- 家庭からの排水は 5
- 排水設備の設置 6
- 受益者分担金 7~11
- 下水道使用料 12
- 水洗便所改造資金の融資あっせん制度 13
- みんなの下水道を大切に ... 14

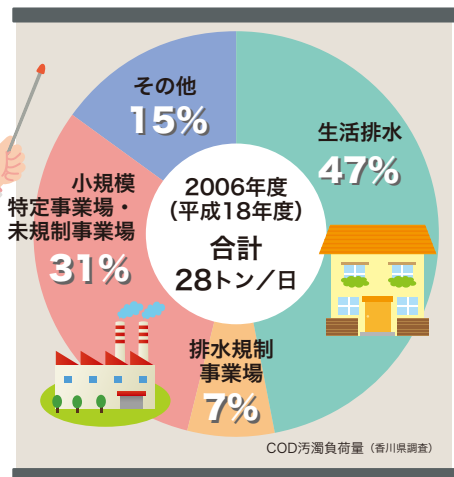
川を汚しているものは

川や海が汚れる原因としては、だれもが、工場から流れる排水を思い浮かべるでしょう。しかし、最近では、工場排水が規制されたのに加え、家庭での生活様式の向上などにより、家庭の台所や洗濯・風呂などから出される生活排水が、汚れの大きな原因となっています。

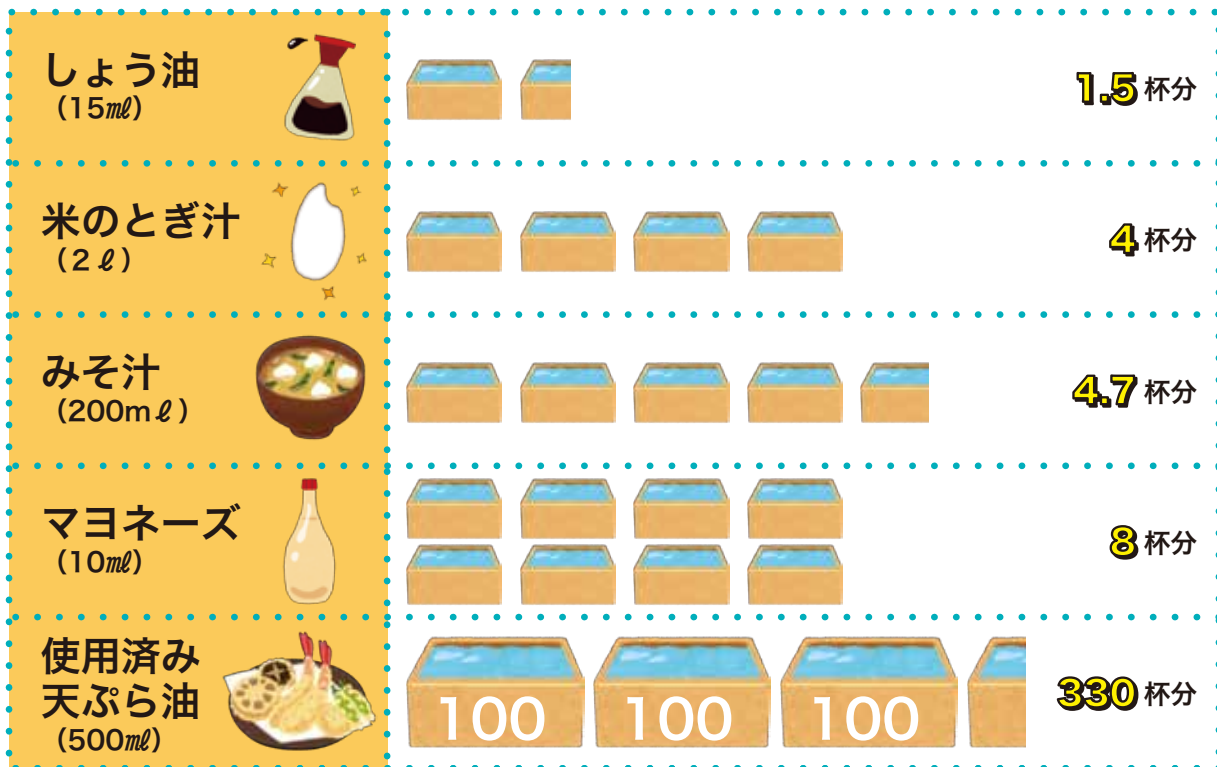
右の図を見てください。川や海を汚す原因がどこからきているのか調べてみた結果ですが、驚いたことに、汚れの47%は家庭からの排水が原因なのです。



香川県の汚れの量
(発生源別の割合)



下の図を見てください。もし、生活排水をそのまま水に流したら、魚が住める水質 (BOD5mg/ℓ) にするために、風呂おけ(300ℓ)で何杯分もの水が必要なほど汚れます。



下水道の役割

川や海がきれいになります。

家庭や工場からでるよごれた水が、そのまま流れていくと、川や海がどんどん汚くなっていきます。下水道は、このよごれた水を下水管に集めて運び、処理場できれいにし海に流すので、魚や生き物のすむすばらしい自然を守ります。



水洗トイレが使えます。

悪臭やくみ取りの手間から解放されます。清潔でニオイのない水洗トイレが、どこの家庭でも使用できます。

街をきれいにします。

ドブ川は悪臭やカ・ハエの発生原因となります。生活排水はすべて下水管に流れますので、住宅のまわりにある溝などの汚れが少なくなります。美しく、衛生的な街をつくれます。





下水道のしくみ

わたしたちの家庭の台所やトイレ・風呂・洗面所からでる生活排水や事業所などからでる営業排水は、道路の下などに埋められた下水管に流れこみます。そして、大東川浄化センターへ運ばれていきます。浄化センターでは、沈殿やエアレーション・消毒などの処理をしてきれいになった水を海に流します。

下水道の種類

公共下水道

町内からでる生活排水や営業排水を集めて、流域下水道幹線に排出するもので、町が主体となって事業を行います。

流域下水道

中讃流域の2市2町（坂出市・丸亀市・綾川町・宇多津町）の公共下水道から、汚水を大東川浄化センターに集めて広域的に一括処理するもので、県が主体となって事業を行います。



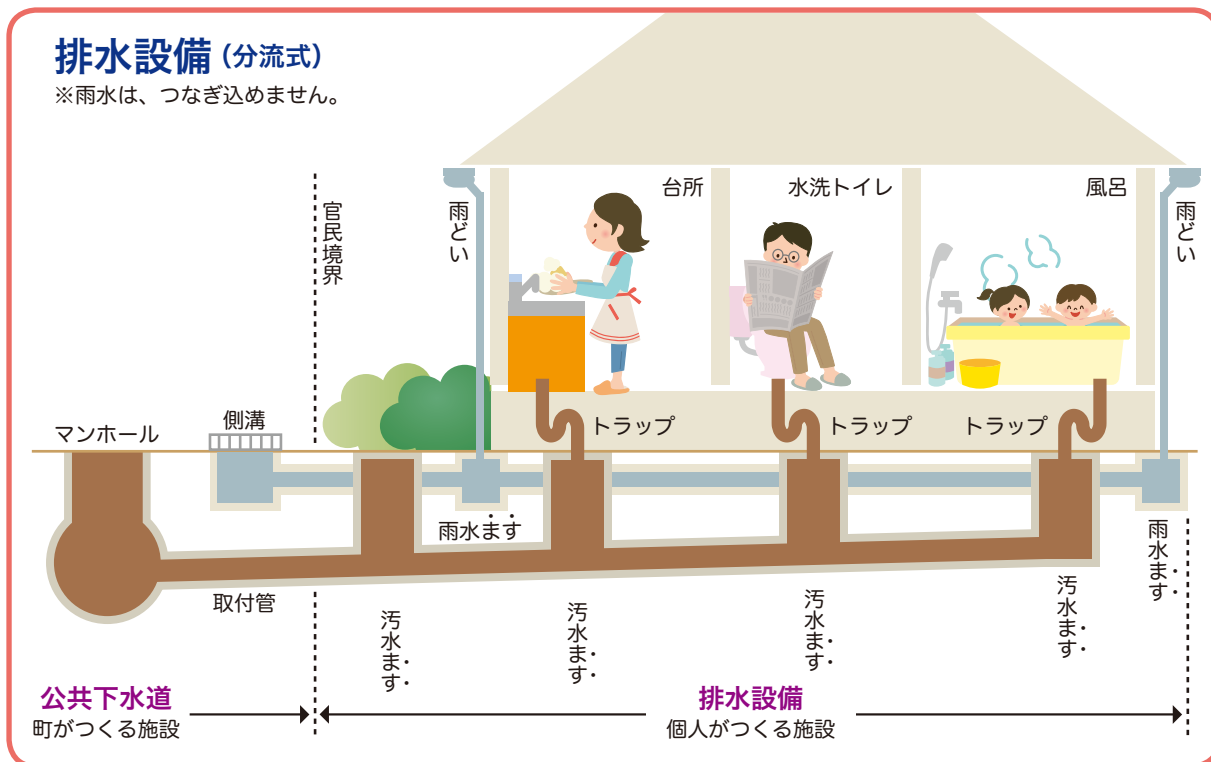
家庭からの排水は

公共下水道の工事が終わり、使用できるようになった処理区域内のご家庭では、汚水を直接公共下水道へ流すための「排水設備」をつくっていただくことになります。そうしてはじめて、下水道本来の役割が果たせるのです。

排水設備とは

台所やトイレ・風呂・洗濯などの生活排水を公共下水道へ流すための排水管や汚水ますなどの設備で、みなさま個人がつくり、補修や点検などの管理をしていただくことになります。

公共下水道の供用が開始されますと、1日も早く排水設備を設置し公共下水道に流さなければなりません。



3年以内に水洗トイレに

公共下水道が整備され供用が開始されますと、その日から3年以内にくみ取り便所は、水洗トイレに改造しなければなりません。

また、現在、浄化槽を設置のご家庭についても、遅滞なく公共下水道への接続をお願いします。





排水設備の設置

排水設備の設置・改造義務は

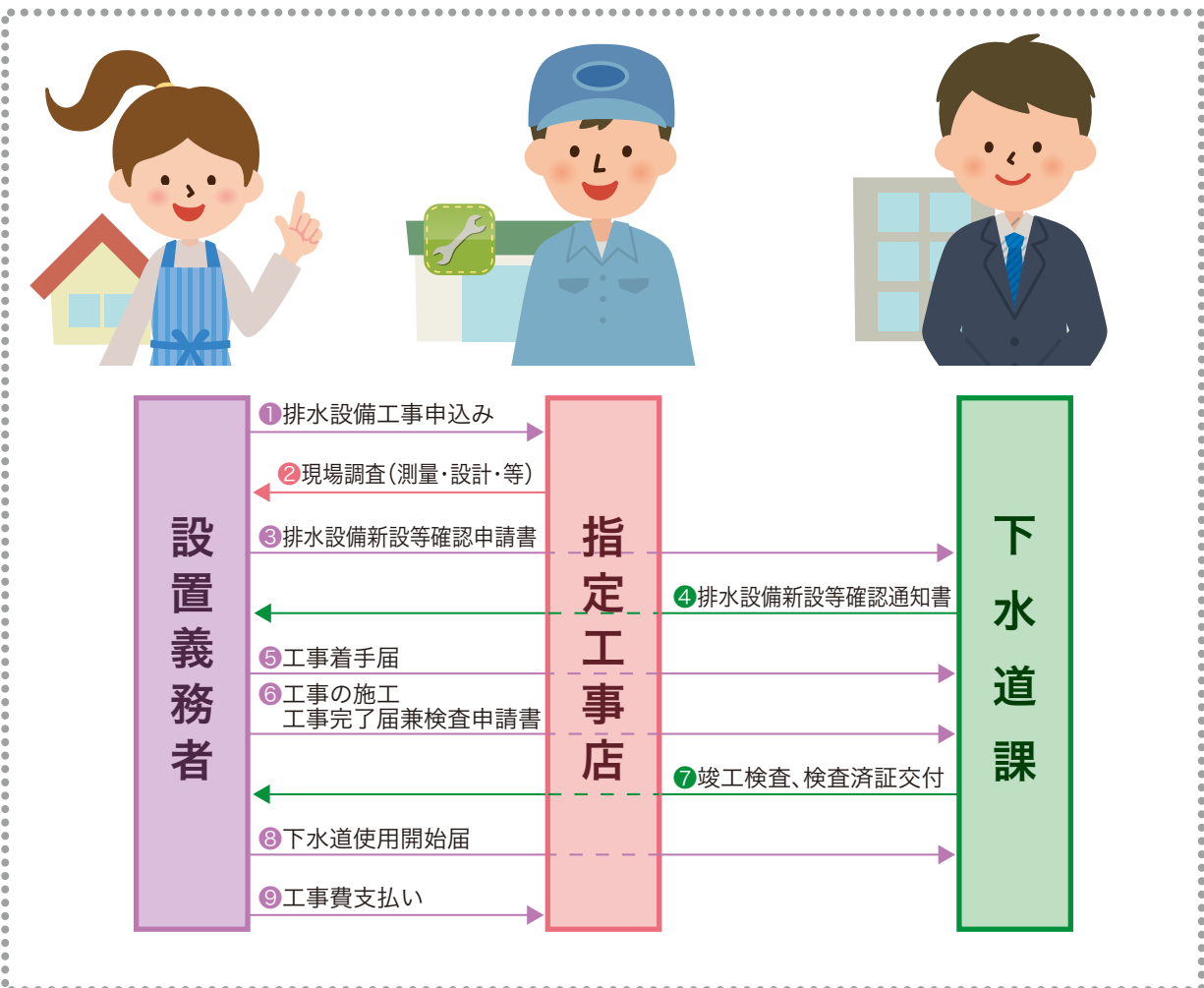
- 建築物の所有者に義務があります。
- 建築物の使用者の場合でも、所有者の同意があれば工事を行うことができます。



排水設備工事の申込みは指定工事店へ

排水設備工事は、町が指定した指定工事店で施工できます。工事の内容、見積り額等をじゅうぶん検討してから、工事の申込みをしてください。

工事申込みから下水道が使用できるまで



受益者分担金

下水道が整備されると、トイレの水洗化が進むことなどから、その地域の生活環境は衛生的で快適なものとなります。

一方、下水道の整備には多額の費用が必要であり、国や町の予算が使われていますが、すべての町民の方がその恩恵を受けるわけではありません。

そこで、公平負担の原則に基づき、下水道の整備によって利益を受ける人（受益者）を対象に、建設費の一部を負担していただくというのが「受益者分担金」です。

この受益者分担金は、固定資産税などとは違って、一回だけの賦課（同じ土地に二度とは賦課されません）となっていますが、巨額な建設費を賄う貴重な財源の一部として、下水道事業の推進に大きな役割を果たしています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

受益者(分担金を納めていただく方)

土地の所有者が受益者になりますが、その土地に権利者（地上権・質権・使用貸借・賃貸借の関係による権利者）がいる場合は、その方が受益者となり、分担金を納めていただく方になります。

Aさんの土地 Aさんの家 Aさんが居住



受益者Aさん

Aさんの土地 Aさんの家 Bさんが居住



受益者Aさん

Aさんの土地 Bさんの家 Bさんが居住



受益者AさんまたはBさん

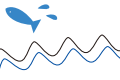
Aさんの土地 Bさんの家 Cさんが居住



受益者AさんまたはBさん

- 地 上 権・・・建物を建てたり、木を植えたりする目的で、他人の土地を利用する権利（民法第265条）
- 質 権・・・担保として提供された土地を利用できる権利（民法第342条）
- 使用貸借・・・土地を無償で貸借すること（民法第593条）
- 賃 貸 借・・・土地を有償で貸借すること（民法第601条）

※一時使用のために設定された権利は除きます。



受益者分担金の算定について

分担金は、1㎡あたり500円です。

$$\text{分担金の額} = \text{土地の公簿の地積}(\text{m}^2) \times 500\text{円}/\text{m}^2$$

※ただし、100円未満の端数は切捨てで、**1画地につき300,000円が限度額となります。**

計算例1 255.55㎡の土地の分担金額は
255.55㎡×500円/㎡=127,775円
100円未満切捨てで127,700円となります。

計算例2 750.50㎡の土地の分担金額は
750.50㎡×500円/㎡=375,250円
限度額で300,000円となります。

分担金の徴収猶予と減免

受益者分担金は、原則として下水道が整備された区域内にある土地のすべてに賦課されます。ただし、その土地の状況や利用目的によっては、徴収猶予や減免になる場合があります。

徴収猶予

- ・田、畑、山林、原野等の現況にある土地は、宅地として利用できるまでの間、徴収猶予できます。
- ・災害や盗難にあった場合、病気やけがで長期療養を必要とするときは、徴収を猶予することができます。



減 免

- ・自治公民館用地など公共性がある土地の場合や、生活扶助を受けている場合は減免となります。



受益者分担金の決定まで

賦課対象予定区域の土地所有者への周知・説明会

受益者申告書の書き方や排水設備の設置等について説明します。



賦課対象区域の公告

綾川町下水道事業分担金に関する条例第4条に基づき、年度当初に町長が公告します。

町

下水道事業受益者申告書(様式第1号)
下水道事業分担金徴収猶予申請書(様式第6号)
下水道事業分担金減免申請書(様式第9号)

原則として土地の所有者が申告・申請します。

下水道事業分担金決定通知書(様式第2号)
下水道事業分担金納付通知書兼領収書(様式第3号)
下水道事業分担金徴収猶予決定通知書(様式第7号)
下水道事業分担金減免決定通知書(様式第10号)

みなさまの申告・
申請により決定、
通知します。



土地所有者・受益者



分担金は、3年間で納付します

分担金は、1年を4期の納付に分割して、3年間で計12回に分けて納付します。納付場所は、町役場の会計室窓口および町が指定した金融機関です。



期別	納期
第1期	7月 1日～ 7月末日
第2期	9月 1日～ 9月末日
第3期	11月 1日～11月末日
第4期	2月 1日～ 2月末日

分担金の一括納付ができます

分担金を第1期の納期限内に一括納付されますと、その納付した額に一括納付した年数に応じた率(報奨率)をかけた金額を報奨金として交付します。ただし、100円未満の端数は切捨てになります。

実際は、納付の時に報奨金の額を差し引いて納めていただけます。

一括納付した年数	報奨率
3年分	10%
2年分	6%
1年分	3%



たとえば、300,000円の分担金の場合、

- 1年目の第1期の納期限内に3年分一括納付されますと
 $300,000円 \times (1 - 0.10) = 270,000円$ の納付総額となります。
- 2年目の第1期の納期限内に2年分一括納付されますと
 $25,000円 \times 4 + 200,000円 \times (1 - 0.06) = 288,000円$ の納付総額となります。
- 3年目の第1期の納期限内に1年分一括納付されますと
 $25,000円 \times 8 + 100,000円 \times (1 - 0.03) = 297,000円$ の納付総額となります。

受益者分担金



Q1. 共有名義の土地の場合、分担金を納める人は？



同じ土地に二人以上の受益者がいる場合は、その中から代表者を決め、その人が下水道事業受益者申告書を提出し分担金を納めることになります。しかし、他の受益者についても、分担金を連帯して納付する義務があります。

Q2. 受益者が変更になった場合の分担金の納付は？

受益者決定後、土地の売買・相続などの理由により、分担金納付の途中で受益者が変わった場合は、その届をした日において納期がまだ来ていない分（一括納付などで納付済みの納期分を除く）から新しい受益者が納めることになります。

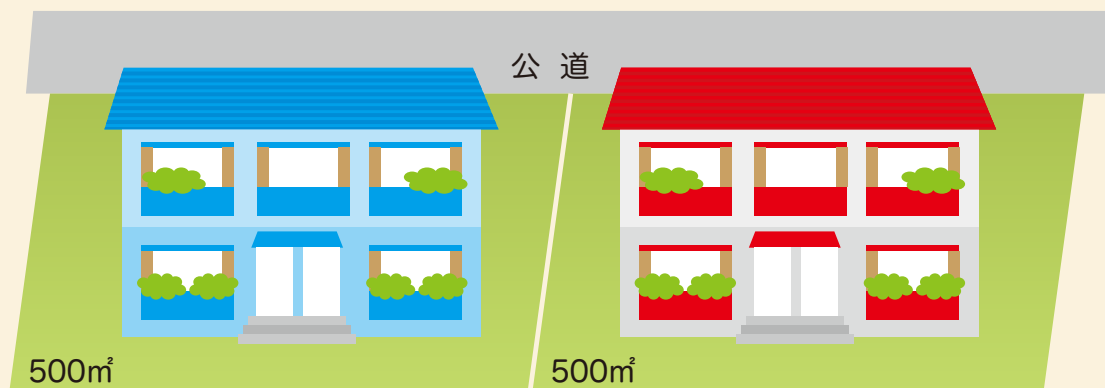
※受益者が変更になったときは、すぐに下水道事業受益者変更届を提出しましょう。

Q3. 農地が宅地になったときは？

農地が宅地になったなど、分担金の徴収猶予の理由がなくなった場合は、すぐに下水道課へ届をお願いします。減免の理由がなくなった場合も同じです。

Q4. 隣接している土地に、それぞれアパートなどが建っている場合の受益地の地積は？

たとえ地番が違っていても、受益者や土地の利用形態が同じであれば同一画地とみなし、それぞれの地積を合計したものを受益地の地積とします。



受益地の地積は 1,000㎡



下水道使用料

使用料は、大切な下水道の維持管理のために使われます。

下水道の使用が開始されますと、下水道管の清掃や修理、下水処理場の運転などに多額の経費が必要となります。みなさまの下水道使用料は、これらの経費の一部にあてられています。

汚水量の認定について

水道の使用水量を汚水量として認定します。

井戸水などを使用している場合は、事前に申告していただいて、その使い方や家族の人数によって汚水量を認定します。

下水道使用料金表（税別）



基本料金		従量料金(1 m ³ につき)	
汚水量	使用料	汚水量	使用料
10m ³ まで	1200円	11m ³ ～ 20m ³	120円
		21m ³ ～ 40m ³	145円
		41m ³ ～100m ³	165円
		101m ³ 以上	190円

(1ヶ月あたり)

下水道使用料の計算方法

上記の表に定めるところにより算出した額に、1.08を乗じて得た額とし、1円未満の端数は切捨てします。

■ 計算例 水道使用水量20m³の場合

$$(120円 \times 20m^3) \times 1.08 = 2,592円 \quad \text{使用料は} 2,592円 \text{となります。}$$

井戸水をご使用の場合の下水道使用料

下水道をご利用の家庭で、井戸水を使用している場合は、世帯員数に応じ右表の水量を排水するものとみなして使用料を計算します。

ただし、水道と井戸水の両方を使用している場合で水道の使用量が右表の量を超えたときは、水道使用量に応じた使用料になります。

(税込)

世帯員数	井戸水量	下水道料金
1人	9 m ³	1,296円
2人	17 m ³	2,203円
3人	24 m ³	3,218円
4人	30 m ³	4,158円
5人	35 m ³	4,941円

※ 6人以上の場合は1人増すごとに4 m³を加算

融資あっせん制度・助成金交付制度をご利用ください

下水道の供用が開始されますと、受益者分担金、排水設備工事費など、一時にまとまった費用が必要になります。

そこで、町では、水洗便所改造資金の融資あっせん制度と浄化槽の雨水貯留浸透施設改造助成金交付制度を設けています。

当制度の利用を希望される方は、工事を始める前に、下水道課または指定工事店にご相談下さい。



<水洗便所改造資金の融資あっせん制度>

改造工事費を自己資金のみで一時に負担することが困難な方に対して、町が改造資金の融資あっせんをします。

融資あっせん制度の内容

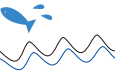
対 象 工 事	<ul style="list-style-type: none"> ● くみ取り便所を水洗便所に改造するための工事 ● 既設の浄化槽を撤去して、公共下水道に接続するための工事 ● その他の排水設備工事等
融 資 あ っ せ ん 額	● 改造工事1件につき5万円以上50万円まで
融 資 の 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資金は無利子。ただし、償還遅延利息は本人が負担する。 ● 償還額は、融資を受けた日の属する月の翌月から、改造工事1件につき毎月1万円とする。ただし、端数は第1回分に加算する。
融 資 あ っ せ ん の 要 件	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の所有者または改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること。 ● 償還について、十分な支払能力を有すること。 ● 町税、下水道事業分担金および下水道使用料を完納していること。 ● 自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であること。 ● 原則として、供用開始の日から3年以内に行う改造工事であること。 ● 一定の要件を備えた連帯保証人を有すること。
取 扱 金 融 機 関	● 町が指定した金融機関
融 資 あ っ せ ん の 取 消 し	● 融資あっせんの要件を欠いた時、償還を怠った時などの場合には、融資あっせんを取消すことがあります。

<浄化槽の雨水貯留浸透施設改造助成金交付制度>

下水道を使用することにより不用になった浄化槽を雨水貯留浸透施設に改造する場合、町がその費用の一部を助成します。

助成金交付制度の内容

雨 水 貯 留 浸 透 施 設 と は	● 敷地内に降った雨水を貯留する雨水貯留槽及びこれに付随する給水排水設備を備えたもの
助 成 対 象 者	● 下水道を使用することにより不用となった浄化槽を雨水貯留浸透施設に転用する為の改造工事を自ら負担して行う者
助 成 金 の 額	● 改造工事に要した費用の額の3分の2で、5万円を限度とする



みんなの下水道を大切に

ひとりひとりがマナーを守ります。

月に一度は、汚水ますなどの点検・掃除をしましょう。

台所の排水管に
生ゴミや油等を
流さない



排水管や枡が、動脈硬化状態になり、悪臭の発生や排水不良の原因となります。

水洗便所では専用の
トイレットペーパーを



ティッシュペーパー等は、水に溶けにくいいため、便器や排水管のつまる原因となります。

マンホールにゴミや
危険物を流さない



マンホールの中にゴミや砂などを捨てると、つまりの原因になります。またアルコールやガソリンなどを捨てると大変危険です。絶対に流さないようにしましょう。

水は節約して
使いましょう



水の流しすぎは、大切な資源のムダ使いです。また汚水の量が増える分だけ、下水道施設の維持管理費も余分にかかります。できるだけ水は節約して使いましょう。

ご協力、
ご理解を
お願いします。



下水道についてのお問い合わせは

綾川町役場 下水道課

TEL 087-876-5281

FAX 087-876-1948

〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地